

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

被保険者氏名	広域 太郎	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8
決定年月日	令和8年6月1日	決定理由	保険料額を決定しました							
		令和8年度分の後期高齢者医療保険料額	32,000 円							

保険料算定の基礎

区分	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②(12か月分)	④均等割額 (12か月分)	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
医療分	150,000	11.61	17,415	59,963	77,378	0
子ども分	150,000	0.28	420	1,364	1,784	0
区分	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額 ⑨+⑬-⑭-⑮
医療分	0	7割	43,174	34,204	11	2,851
子ども分	0	7割	955	829	11	70

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

区分	⑪均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 (12か月分)	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額
医療分	*****	*****	*****	*****	**	*****
子ども分	*****	*****	*****	*****	**	*****

* 通知書の見方記載例の計算

単身世帯・年金収入168万円・加入月数11か月・均等割7軽減該当・所得割軽減なし

①賦課のもととなる所得金額は公的年金収入168万円から公的年金控除額110万円を引き、さらに43万円を引いた15万円になります。

【医療分】

③所得割額は①の15万円に②所得割率11.61%を乗じた17,415円、これに④均等割額59,963円を足し、⑤算出額77,378円になります。均等割額は、世帯の所得に応じた軽減があり、軽減の割合を決める所得は、65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いて軽減判定額とします。所得額58万円から15万円を引いた43万円を軽減判定額としますので、7.2割軽減に該当します。均等割7.2割軽減の方は⑧43,174円が軽減されることとなります。

⑤算出額77,378円から⑧均等割軽減額43,174円を引いた金額が、⑨年保険料額34,204円になります。保険料のかからない月や被扶養者軽減に該当しない月があるときは月割計算しますので、月数11か月で⑨34,204円から⑩月割減額2,851円を引き、100円未満を切り捨てた⑮31,300円が保険料額になります。

【子ども分】

③所得割額は①の15万円に②所得割率0.28%を乗じた420円、これに④均等割額1,364円を足し、⑤算出額1,784円になります。均等割額は、世帯の所得に応じた軽減があり、軽減の割合を決める所得は、65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いて軽減判定額とします。所得額58万円から15万円を引いた43万円を軽減判定額としますので、7割軽減に該当します。均等割7割軽減の方は⑧955円が軽減されることとなります。

⑤算出額1,784円から⑧均等割軽減額955円を引いた金額が、⑨年保険料額829円になります。保険料のかからない月や被扶養者軽減に該当しない月があるときは月割計算しますので、月数11か月で⑨829円から⑩月割減額70円を引き、100円未満を切り捨てた⑮700円が保険料額になります。

① 賦課のもととなる所得金額

…**令和7年中の所得(※)**の合計から、**43万円**を引いた額です。

(※)令和7年中の所得とは、収入から必要経費を引いたものです。

- ・収入とは、必要経費等を引く前の総支給額や売上額のことです。
- ・必要経費とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額やその年に生じた販売費、一般管理費、その他業務上の費用の額のことです。

(例) 年金所得… 公的年金等控除額
給与所得… 給与所得控除額（所得金額調整控除の適用がある場合はさらに控除）
事業所得… 売上原価、給与・家賃等、減価償却費、青色事業専従者給与、事業専従者控除額など
不動産所得… 固定資産税、損害保険料、減価償却費、修繕費など
※所得控除（社会保険料控除や扶養控除等）は、必要経費ではありません。
その他にも所得には、土地・建物等の譲渡所得（**特別控除後**）などがあります。
なお、所得の計算には非課税の収入（**遺族年金や障害年金**など）は、含まれません。

②**所得割率** … 所得割額の計算に使用します。

③**所得割額** … 被保険者の所得に応じてご負担いただく保険料です。

④**均等割額** … 被保険者全員にご負担いただく保険料です。

⑤**算出額** … 所得割額と均等割額を足した額です。

⑥**限度超過額** … 年間限度額の**87万1千円(医療分85万円、子ども分2万1千円)**を超えた額です。

⑦**所得割軽減額** … 所得割額から軽減される額です。

均等割軽減割合 … 令和8、9年度の医療分均等割軽減割合については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条に基づく7割軽減に加え更に0.2割の減額を行っています。

⑧**均等割軽減額** … 均等割額から軽減される額です。

⑨**年保険料額** … 12か月分の保険料額（**令和8年4月から令和9年3月まで**）です。

月数 … 保険料がかかる月数です。

⑩**月割減額** … 保険料の月割計算がある場合、年保険料額から引かれる額です。

⑮**保険料額** … 決定した保険料です。（100円未満は切り捨て）

● 仮徴収額決定通知書を受け取られた方について

本年4月以降に、**令和6年中の所得**で計算した暫定的な保険料を通知しましたが、今回決定した保険料は、**令和7年中の所得**で計算した年間の保険料となります。**令和6年中の所得**との違いで生じた差額は、今回の保険料で調整しています。

● 保険料を納めることが困難な場合

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難となった方については、申請により、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。